**（別紙）****令和2年分の年末調整／ひとり親控除、寡婦控除に関する申告**

寡婦（夫）控除が改正され、令和2年分の所得税から「ひとり親控除」（35万円）と「寡婦控除」（27万円）の2本立てとなります。

「令和2年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のC欄にて申告します。控除の対象となるかどうかは、次ページのフローチャートでご確認ください。

|  |
| --- |
| **C欄の「寡婦」「特別の寡婦」「寡夫」のいずれにも✔していなかった場合（未婚の方）** |
| * 「ひとり親控除」の対象である
 |  | 「寡婦」「特別の寡婦」「寡夫」のいずれかを二重線で打ち消し、ひとり親✔余白に「ひとり親」と記載して、✔を付してください「ひとり親」に該当する事実について「左記の内容」欄への記載は不要です |
| * 「ひとり親控除」の対象ではない
 |  | この欄について、申告手続は不要です |

|  |
| --- |
| **C欄の「寡婦」に✔していた場合** |
| * 「ひとり親控除」と改正後の「寡婦控除」いずれも対象である
 |  | ✔は残したまま、「寡婦」を二重線で打ち消し、「ひとり親」と記載しますひとり親✔「ひとり親」に該当する事実について「左記の内容」欄への記載は不要です |
| * 「ひとり親控除」の対象ではないが、

改正後の「寡婦控除」の対象に該当する |  | この欄について、追加の申告手続は不要です「寡婦」欄の✔の記載をそのままにしておくことで、改正後の「寡婦控除」が適用されます |
| * 「ひとり親控除」の対象ではなく、

改正後は「寡婦控除」も対象から外れる |  | 「寡婦」欄に付した✔を二重線で打ち消してください✔ |

|  |
| --- |
| **C欄の「特別の寡婦」もしくは「寡夫」に✔していた場合** |
| * 「ひとり親控除」の対象である
 |  | この欄について、追加の申告手続は不要です「寡婦」欄の✔の記載をそのままにしておくことで、改正後の「ひとり親控除」が適用されます |
| * 「ひとり親控除」の対象ではない
 |  | 「特別の寡婦」欄もしくは「寡夫」欄に付した✔を✔✔二重線で打ち消してください |

**改正後の「ひとり親控除」「寡婦控除」の対象となるかどうかは、こちらでご確認ください。**

あなたは現在、独身※ですか？

※未婚、離婚、もしくは配偶者と死別している場合、配偶者の生死が不明の場合は、「はい」にお進みください。

※婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、「いいえ」にお進みください。

**いいえ**

**はい**

**死別**

**離婚**

**ひとり親控除の対象です**

**寡婦控除、ひとり親控除は適用されません**

**はい**

**いいえ**

扶養親族がいますか？

あなたは婚姻したことがある**女性**ですか？

現在、独身である原因は、夫との死別（生死不明を含む）ですか？　離婚ですか？

**はい**

**はい**

**いいえ**

**いいえ**

**あなたと生計を一にしており、あなた自身が扶養している子※はいますか？**

※他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている子、総所得金額等が48万円を超える子は除きます。

**いいえ**

**あなたの合計所得金額**（見積額）は**500万円以下※**ですか？　　　　※給与のみの場合、収入6,777,778円以下

**はい**

**寡婦控除の対象です**

**離婚**